

工事

要領名称		農林水産省(農業農村整備事業)版(H17.4)	山口県農林水産部 農村整備	
目次	項目	工事完成図書電子納品要領(案)	工事完成図書の電子納品要領(案)	
共通事項	発注図・完成図の電子データ作成の基準	電子化図面データの作成要領(案)	電子化図面データの作成要領(案)	
	工事写真の電子データ作成の基準	電子化写真データの作成要領(案)	電子化写真データの作成要領(案)	
1. 適用	適用	土木工事共通仕様書 (農林水産省農村振興局)	山口県土木工事共通仕様書 (山口県土木建築部)	
	使用言語	特別仕様書	特記仕様書	
2. 用語の定義	「承諾」	契約図書で示した事項で、請負者が監督職員に対し、申し出た工事の施工に必要な事項について、監督職員が書面により施工上の行為に同意することをいう。	契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は請負者が書面により同意することをいう。	
	「提出」	請負者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。	
	「提示」	(定義なし)	監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	
	「報告」	請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。	請負者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。	
	「通知」	監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	監督職員が請負者に対し、又は請負者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。	
	「完成図書」	契約書、数量内訳書(変更を含む)、図面、仕様書、施工計画書、工事打合簿、材料検査願、段階確認願、工事履行報告、工事写真、出来形管理資料及び品質管理資料、完成図、台帳関係等	契約書、数量内訳書(変更を含む)、図面、仕様書、請負代金内訳書、施工計画書、工事打合簿、材料確認願、段階確認願、工事履行報告、工事写真、出来形管理関係及び品質管理関係、完成図、台帳関係等	
	工事写真の管理基準	土木工事施工管理基準別表第2撮影記録による出来形管理	写真管理基準(案)	
	「品質管理資料」	品質管理表、測定結果一覧表、品質管理図表、品質管理図、度数表等	品質管理表、測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図、度数表等	
	「出来形管理資料」	測定結果一覧表、出来形管理図表、出来形管理図、度数表等	測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図表、出来形管理図、出来形管理表、度数表等	
3. フォルダ構成	フォルダ構成	XSLファイルの格納は任意。	XSLファイルの格納を基本。	
4. 成果品の管理項目 4-1 工事管理項目	工事件名等	工事番号	発注者が定める案件番号を記入する。 発注者が定める「局コード2桁」+「西暦年度4桁」+「事業所コード3桁」+「整理番号4桁」(数字13桁)を記入する。整理番号は発注者で運用している契約事務システムの整理番号を記入する。	県が指定する工事番号(設計書の箇所コード13桁)を記入する。
		工事実績システムバージョン番号	管理項目の記入で参照しているCORINSのマニュアル(コード表)のバージョン(システムのバージョン)を記入する。	CORINSのマニュアル(コード表)のバージョン(システムのバージョン)を記入する。当時は「0」を記入。
		住所コード	該当地域の住所コードをCORINSの表より選択し記入する。該当がない場合は「99999」とする。(複数記入可)	山口県のHPから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する9桁の住所コードを記入する。
	場所情報	対象水系路線名	対象水系路線名の情報がある場合に記入する。(複数記入可) CORINSの路線・水系名等に従って記入する。複数の路線水系にまたがる工事の場合、関連する路線水系名を記入する。当該情報が複数ある場合の記入方法は付属資料3を参照のこと。	工事に掲げられている路河川等名称を記入する。
		対象水系路線名(記入者)	■CORINSから出力されるGFDファイル(CORINS提出用ディスクのファイルフォーマット)から取り込むことが可能。	□電子成果品作成者が記入。
		対象河川コード	「河川コード仕様書(案)」に準拠し発注者が指示する河川コードを記入する。 河川コードを記入する場合は左右岸コードを併せて記入する。	山口県のHPから「業務管理コード表」をダウンロードし、該当する路河川コードを検索し、6桁のコードを記入する。
		距離標情報	—	距離標がある場合に記入
		境界座標情報	度(3桁)分(2桁)秒(2桁)の計7桁	県が指示する境界座標を記入する。 度(4桁)分(2桁)秒(2桁)の計8桁
	発注者情報	発注者一大分類	CORINSの「発注機関名・中分類」に従い、発注者の官庁名、団体名等を記入する。	山口県
		発注者一中分類	CORINSの「発注機関名・小分類」に従い、発注者の局名、支社名等を記入する。	発注者の部局名等を記入する。(例:農林水産部)
		発注者一小分類	CORINSの「発注機関名・細分類」に従い、記入する。	発注者の所属を記入する。(例:〇〇農林事務所)
		発注者コード	発注者が定める発注者コード(事業コード)を記入する。	山口県のHPから「業務管理コード表」をダウンロードし、「発注機関コード」メニューから検索し、3桁のコードを記入する。
	請負者情報	請負者コード	発注者が定める請負者コード(契約事務システム業者コードの前10桁)を記入する。	発注者が定める請負者コードを記入する。
	予備		特記事項がある場合に記入。	特記事項がある場合に記入。また、既存図面データが電子化図面データの作成要領(案)に合致していない場合等には、電子化図面データの作成要領(案)に準拠していない旨を記述。
	【必要度】	○:条件付き必須記入	水系・路線情報にあっては、主管庁等との協議により情報の提供があった場合に監督職員からの通知により記入する。	—
4-2 打合せ簿管理項目	打合せ簿情報	打合せ簿の種類を記入する。 (「指示」「承諾」「協議」「提出」「報告」「通知」) ※「提示」項目無し	打合せ簿の種類を記入する。 (「指示」「承諾」「協議」「提出」「提示」「報告」「通知」)	
	完了日付	必要度○	必要度○	
5. ファイル形式	電子成果品のファイル形式	監督職員と協議して決定する。	Word2003以下、Excel2003以下、一太郎Ver.14以下程度を標準。	
	各管理ファイルのスタイルシート	作成は任意とし、作成する場合はXSLに準じる。 スタイルシートを作成した場合は、各管理ファイルと同じ場所に格納する。	XSLに準じて作成する。 XSLファイルは、各管理ファイルと同じ場所に格納する。	
	圧縮ファイル形式(本要領に拠りたい場合)	監督職員と協議して決定する。	LZH形式	
7. 電子媒体 7-1 電子媒体	電子媒体	CD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用を原則。 CD-R以外の電子媒体は、今後、普及状況等を踏まえて導入する。	CD-RまたはDVD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用を原則とする。なお、CD-Rのフォーマットの形式はISO9660(レベル1)とし、DVD-Rのフォーマットの形式はUDF(UDF Bridge)とする。	
7-2 電子媒体の表記規則	電子媒体への表記項目 (電子媒体に貼るラベルについて)	「案件番号」「工事名称」「作成年月」「発注者名」「請負者名」「何枚目/全体枚数」「ウイルスチェックに関する情報」「フォーマット形式」を明記。	「工事番号」「工事名称」「作成年月」「発注者名」「請負者名」「何枚目/全体枚数」「ウイルスチェックに関する情報」「フォーマット形式」を明記。	
	電子媒体への表記	直接印刷、ラベル印刷(シール)、油性フェルトペンを使用。	CD-RまたはDVD-Rには、必要項目を表面に直接印刷、または油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意する。(シールは使用不可。)	
	シール	伸縮性の低いシールを選択するよう注意。	シールは使用不可とする。	
付属資料2 管理ファイルのXML記入例	記入項目の例	工事情報-国道工事、 発注者-農林水産省〇〇農政局など	(読み替え) 工事情報-道路工事、 発注者-山口県農林水産部など	
付属資料3 場所情報の記入方法	工事件名等	住所コード	CORINS登録工事の場合は、着工時にそれぞれのシステムに記入した該当データを各管理項目に記入する。CORINSの登録対象外の工事の場合は、下記URLで公表されているコード表を参照し、該当するコードを記入する。	山口県のホームページに掲載されている「業務管理コード表」をダウンロードし、「市町村コード選択検索」メニューから「住所コード」の検索を行い、該当する9桁のコードを記入する。
		「住所コード」と「住所」のXML表記例	表記例 東京の住所	(読み替え) 表記例 県内の住所
付属資料4 XML文書作成における留意点	XML文書作成の参照	標準情報(TR)TR X 0008:1999拡張可能なマーク付け言語(XML)1.0	JIS X 4159:2003拡張可能なマーク付け言語(XML)	

設計

要領名称		農林水産省(農業農村整備事業)版(H17.4)		山口県農林水産部	
目次		項目		農村整備	
		設計業務等の電子納品要領(案)		設計業務等の電子納品要領(案)	
1. 適用	適用	調査・測量・設計業務共通仕様書		山口県業務委託共通仕様書	
2. フォルダ構成	フォルダ構成	XSLファイルの格納は任意。		XSLファイルの格納を基本。	
3. 成果品の管理項目 3-1 業務管理項目	業務件名等	設計書コード	発注者が定める案件番号を記入する。	県が指定する工事番号(箇所コード13桁)を記入する。	
		住所コード	JISの都道府県コード及び市町村コードに対応。	山口県HPから「業務管理コード表」をDLし、該当する9桁の住所コードを記入する。	
	場所情報	対象水系路線コード	発注者が示すコード表より記入。	該当なし。「0」とする。	
		対象水系路線名	対象水系路線名の情報がある場合記入する。	業務名に揚げられている路河川等名称を記入する。	
		対象河川コード	発注者が示すコード表より記入。	山口県HPから「業務管理コード表」をDLし、該当する路河川コードを検索し、6桁のコードを記入する。	
	発注者情報	発注者機関コード	発注者が定める発注者コード(事業コード)を記入する。	山口県HPから「業務管理コード表」をDLし、「発注機関コード」メニューから検索し、3桁のコードを記入する。	
	受注者情報	受注者コード	AGRISの業者コードを記入する。	発注者が定める請負者コードを記入する。	
予備		予備事項がある場合に記入。	特記事項がある場合に記入。また、既存図面データが電子化図面データの作成要領(案)に合致していない場合等には、電子化図面データの作成要領(案)に準拠していない旨を記述。		
4. ファイル形式	報告書オリジナルファイル作成のソフト及びファイル形式	監督職員と協議して決定する。		Word2000、Excel2000、一太郎Ver.12を標準。	
	報告書ファイルの許容最大容量(1ファイルあたり)	監督職員と協議。		1OMBを基本。	
	圧縮ファイル形式(本要領に拠りたい場合)	監督職員と協議して決定する。		LZH形式	
7. 電子媒体	電子媒体	CD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用を原則。		CD-RまたはDVD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用を原則とする。なお、CD-Rのフォーマットの形式はISO9660(レベル1)とし、DVD-Rのフォーマットの形式はUDF(UDF Bridge)とする。	
7-1 電子媒体	電子媒体の表記規則	「設計書コード」「業務名称」「作成年月」「発注者名」「受注者名」「何枚目/全体枚数」「ウイルスチェックに関する情報」「フォーマット形式」を明記。		「工事番号」「業務名称」「作成年月」「発注者名」「受注者名」「何枚目/全体枚数」「ウイルスチェックに関する情報」「フォーマット形式」を明記。	
7-2 電子媒体の表記規則	CD-Rケース	背表紙には「業務名称」「作成年月」を明記。		背表紙には「工事番号」「作成年月」「何枚目/全体枚数」を明記。	
		規定なし。		無色透明のプラスチックケース「高124mm×幅142mm×奥行10mm」を使用。	
	シール	直接印刷、ラベル印刷(シール)、油性フェルトペンを使用。		CD-RまたはDVD-Rには、必要項目を表面に直接印刷、または油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないよう注意する。(シールは使用不可。)	
		伸縮性の低いシールを選択するよう注意。		シールは使用不可とする。	
共通事項	使用言語	成果物		成果品	
		特別仕様書		特記仕様書	

測量

要領名称		農林水産省(農業農村整備事業)版(H17.4)		山口県農林水産部	
目次	項目			農村整備	
	測量成果電子納品要領(案)			測量成果電子納品要領(案)	
1. 適用	測量作業規程		農林水産省農村振興局測量作業規程 測量作業規程運用基準	山口県公共測量作業規程	
	共通仕様書		調査・測量・設計業務共通仕様書 用地調査等共通仕様書	山口県業務委託共通仕様書	
2. フォルダ構成 2-1全体構成	XSLファイルの格納は任意。			XSLファイルの格納を基本。	
表2-4 測量成果の成果区 分一覧	ドキュメント類		協議書、特別仕様書、実施報告書等	発注者から指示された参考図等	
			原則、一覧に示されるものを対象とするが、 これ以外に再利用性の高い成果等について は、受発注者間の協議により測量成果とし て格納してもよい。	原則、一覧に示されるものを対象とするが、 これ以外に再利用性の高い成果として、発 注者が特記仕様書等で示したものについて は、測量成果として納品する。	
3. 成果品の管理項 目 3-1測量情報管理 項目	場所情報	区域情報	緯度経度、または平面直角座標のどちらか または双方を記入する。	緯度経度を記入する。なお、記入する場所 情報は、利活用の際重要な情報となるた め、原則として発注者が緯度経度を示すこと とする。	
	測量情報	測量細区分	該当する測量細区分サブフォルダ名の末尾 英数字と一致させることが望ましい。	該当する測量細区分サブフォルダ名の末尾 英数字と一致させる。	
3-2測量成果管理 項目	測量成果情報	成果ファイル情報 測量成果ファイル名 副題	内容がわかる記述を行うが、具体的内容は 受発注者間の協議により定める。	内容がわかる記述を行うが、具体的内容は 発注者が指示する。	
4. ファイル形式 4-1基準点測量成 果ファイル	基準点測量	基準点網図、平均 図、観測図	PDF形式で納品する。協議により数値デー タ、拡張DM、CADデータで納品することが できる。	PDF形式で納品する。さらに、拡張DM及び CADデータも納品することとする。	
		観測手簿	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えてオリジナル数値データを納品すること ができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データを 納品することとする。	
		観測記録簿	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えてオリジナル数値データを納品すること ができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データを 納品することとする。	
		点の記	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えてオリジナル数値データを納品すること ができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データを 納品することとする。	
		測量標の地上写真	受発注者間の協議により、PDF形式または オリジナル数値データ形式で納品する。	PDF形式及びオリジナル数値データ形式で 納品する。	
		一覧表に記載のない 測量記録、資料	「その他データ」サブフォルダに格納すること とし、ファイル形式は受発注者間の協議によ り定める。	「その他データ」サブフォルダに格納すること とし、ファイル形式はオリジナル数値データ とする。	
	水準測量	水準路線図、平均図	PDF形式で納品する。協議により数値デー タ、拡張DM、CADデータで納品することが できる。	PDF形式で納品する。さらに、拡張DM及び CADデータも納品することとする。	
		観測手簿	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えてオリジナル数値データを納品すること ができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データを 納品することとする。	
		点の記	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えてオリジナル数値データを納品すること ができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データを 納品することとする。	
		測量標の地上写真	受発注者間の協議により、PDF形式または オリジナル数値データ形式で納品する。	PDF形式及びオリジナル数値データ形式で 納品する。	
		一覧表に記載のない 測量記録、資料	「その他データ」サブフォルダに格納すること とし、ファイル形式は受発注者間の協議によ り定める。	「その他データ」サブフォルダに格納すること とし、ファイル形式はオリジナル数値データ とする。	
	対象外と表記されている成果		原則として、従来どおりの納品を行う。(電子 納品の対象外) 電子納品する場合は、受発注者間の協議に より電子納品を行うこととし、ファイル形式、 ファイル命名規則についても受発注者間の 協議とする。	原則として、従来どおりの納品を行う。(電子 納品の対象外)	
	4-2地形測量成果 ファイル	平板測量	地形図原図	対象外。	CADデータで納品する。ファイルはSXF (SFC)形式。
		TS地形測量	DMデータファイル	拡張DM形式で納品する。協議によりCAD データでも納品することができる。	拡張DM形式で納品する。かつ、CADデー タでも納品することとする。
空中三角測量		実施一覧図	PDF形式で納品する。協議によりCADデー タでも納品することができる。	PDF形式で納品する。さらに、CADデー タでも納品することとする。	
デジタルマッピング		DMデータファイル	拡張DM形式で納品する。協議によりCAD データでも納品することができる。	拡張DM形式で納品する。かつ、CADデー タでも納品することとする。	
対象外と表記されている成果		原則として、従来どおりの納品を行う。(電子 納品の対象外) 電子納品する場合は、受発注者間の協議に より電子納品を行うこととし、ファイル形式、 ファイル命名規則についても受発注者間の 協議とする。	原則として、従来どおりの納品を行う。(電子 納品の対象外)		

4-3 応用測量成果 ファイル (路線測量)	線形決定	線形図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
	条件点の観測	観測手簿	PDF形式で納品する。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
	中心線測量	線形地形図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式で納品する。かつ、CADデー タでも納品することとする。
		計算簿	PDF形式で納品する。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
	仮BM設置測量	水準路線図、平均図	PDF形式で納品する。協議により数値デー タ、またはCADデータで納品することができ る。その場合、PDF形式の成果は協議により 納品の有無を決定できる。	PDF形式で納品する。さらに、数値データま たはCADデータで納品することとする。
	縦断測量	縦断面図	CADで作成する場合、その数値データを納 品する。	CADで作成する場合、その数値データととも にCADデータでも納品する。
	横断測量	横断面図	CADで作成する場合、その数値データを納 品する。	CADで作成する場合、その数値データととも にCADデータでも納品する。
	詳細測量	詳細平面図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
		縦横断面図	CADで作成する場合、その数値データを納 品する。	CADで作成する場合、その数値データととも にCADデータでも納品する。
	用地幅杭設置測量	杭打図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
計算簿		PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えオリジナル数値データ形式で納品する ことができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。	
その他	点検測量簿	PDF形式で納品する。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。	
対象外と表記されている成果			原則として、従来どおりの納品を行う。(電子 納品の対象外) 電子納品する場合は、受発注者間の協議に より電子納品を行うこととし、ファイル形式、 ファイル命名規則についても受発注者間の 協議とする。	原則として、従来どおりの納品を行う。(電子 納品の対象外)
(河川測量)	距離標設置測量	点の記	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えてオリジナル数値データを納品するこ とができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データを 納品することとする。
		観測手簿	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えオリジナル数値データ形式で納品する ことができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
	定期縦断測量(縦断測量)	縦断面図	CADで作成する場合、その数値データを納 品する。	CADで作成する場合、その数値データととも にCADデータでも納品する。
	定期横断測量(横断測量)	横断面図	CADで作成する場合、その数値データを納 品する。	CADで作成する場合、その数値データととも にCADデータでも納品する。
		業務報告書	削除	同左
	深淺測量	横断面図、縦断面図	CADで作成する場合、その数値データを納 品する。	CADで作成する場合、その数値データととも にCADデータでも納品する。
		等高・等深線図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
	法線測量	線形図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
	海浜測量	等高・等深線図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
		観測手簿	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えオリジナル数値データ形式で納品する ことができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
汀線測量	汀線図	CADで作成する場合、その数値データを納 品する。	CADで作成する場合、その数値データととも にCADデータでも納品する。	
対象外と表記されている成果			原則として、従来どおりの納品を行う。(電子 納品の対象外) 電子納品する場合は、受発注者間の協議に より電子納品を行うこととし、ファイル形式、 ファイル命名規則についても受発注者間の 協議とする。	原則として、従来どおりの納品を行う。(電子 納品の対象外)

(用地測量)	資料調査	公図等転写連続図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
		土地調査表 (土地基準調査書)	PDF形式で納品する。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
		建物登記簿等調査表	PDF形式で納品する。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
		権利者調査表	PDF形式で納品する。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
	復元測量	復元箇所位置図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
	境界測量	観測手簿	PDF形式で納品する。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
	補助基準点の設置	基準点網図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
		観測手簿	PDF形式で納品する。協議によりPDF形式に 加えオリジナル数値データ形式で納品する ことができる。	PDF形式に加えてオリジナル数値データ形 式で納品することとする。
	用地境界仮杭設置	設置箇所位置図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
	用地境界杭設置	設置箇所位置図	拡張DM形式で納品することを基本とする が、設計段階において拡張DM形式による測 量成果の利用が困難な場合は、CADデー タでの納品も可とする。ファイル作成単位は協 議により定める。	拡張DM形式での納品を基本とするが、CAD データでも納品することとする。
	境界点間測量	精度管理図	PDF形式で納品する。協議により数値デー タ、またはCADデータで納品することができ る。その場合、PDF形式の成果は協議により 納品の有無を決定できる。	PDF形式に加えてCADデータでも納品するこ ととする。
	用地実測図等の作成	用地実測データ	TXT形式、または拡張DM形式で納品するこ とを基本とするが、設計段階において拡張 DM形式による測量成果の利用が困難な場 合は、CADデータでの納品も可とする。フ ァイル作成単位は協議により定める。	TXT形式、または拡張DM形式での納品を基 本とするが、CADデータでも納品すること とする。
用地平面データ		TXT形式、または拡張DM形式で納品するこ とを基本とするが、設計段階において拡張 DM形式による測量成果の利用が困難な場 合は、CADデータでの納品も可とする。フ ァイル作成単位は協議により定める。	TXT形式、または拡張DM形式での納品を基 本とするが、CADデータでも納品すること とする。	
	一覧表に記載のない測量記録、資料	「その他データ」サブフォルダに格納すること とし、ファイル形式は受発注者間の協議によ り定める。	「その他データ」サブフォルダに格納すること とし、ファイル形式はオリジナル数値デー タとする。	
6-2 第三者機関検 定	(記載)	成果物	成果品	
7. 電子媒体 7-1 電子媒体の表 記規則	(記載)	案件番号	設計書コード	
		全体枚数	総枚数	
8. その他留意事項 8-1 電子化が困難 な資料の取り扱い		電子化が難しい空中写真類や複製用ポジ 原図(第二原図)等の取り扱いについては、 受発注者で事前に協議する。	電子化が難しい空中写真類や複製用ポジ 原図(第二原図)等の取り扱いについては、 対象外とする。	
8-2 測地系 付属資料1 管理ファイルのDTD (1) 測量情報管理 ファイルのDTD	(記載)	成果物	成果品	
(2) 測量成果管理 ファイルのDTD	(記載)	成果物	成果品	

電子納品に関する要領(案)の読み替えについて【農村整備】

平成20年3月版

調査

要領名称		農林水産省(農業農村整備事業)版(H17.4)		山口県農林水産部	
目次	項目		農村整備		農村整備
第1章 一般編 1適用	共通仕様書		調査・測量・設計業務共通仕様書		山口県業務委託共通仕様書
3フォルダ構成	表3-1地質・土質調査成果とフォルダの構成	(8)その他の地質・土質調査の成果	成果物		成果品
第2章 ボーリング柱状図編 3フォルダ構成			XSLファイルの格納は任意。		XSLファイルの格納を基本。
6電子柱状図 6-5電子柱状図の標準様式			付属資料3に示す様式を基本とするが、受発注者間協議の上、調査目的に応じて別途定めてよい。		付属資料3に示す様式を基本。
7電子簡略柱状図 7-1ファイル形式			原則として、SXF(P21)とする。		原則として、SXF(SFC)とする。
第3章 地質平面図編 2地質平面図の電子成果品 2-1地質平面図の電子成果品	CAD化が困難な手書き図面等		CAD化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、受発注者間での協議の上、取り決める。		CAD化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、原則、スキャナで取り込み、解像度は300dpiとする。
	スキャナで取り込む場合の解像度		スキャナで取り込む場合の解像度は200～400dpi程度の文字が認識できる解像度を目安とし、受発注者間協議の上、決定する。		スキャナで取り込む場合の解像度は200～400dpi程度の文字が認識できる解像度を目安とするため、300dpiを原則とする。
	画像ファイル		画像ファイルについては、フォーマット・格納方法等について受発注者間協議の上、決定する。		画像ファイルについては、フォーマット・格納方法等についていずれかを採用する。(要領に示される方法)
	TIFFフォーマット		TIFFが有しているLZW圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、使用しないことが望ましい。		TIFFが有しているLZW圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、使用しないこと。
2-3CADデータのフォーマット			原則として、SXF(P21)とする。		原則として、SXF(SFC)とする。
3地質平面図 3-2標題	標題欄の様式	(記載)	事業(務)所名		事務所名
3-3平面図 3-3-1尺度		(記載)	業務特別仕様書		特記仕様書
第4章 地質断面図編 2地質断面図の電子成果品 2-1地質断面図の電子成果品	CAD化が困難な手書き図面等		CAD化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、受発注者間での協議の上、取り決める。		CAD化が困難な手書き図面等については、設計段階移行での利用頻度を考慮して、原則、スキャナで取り込み、解像度は300dpiとする。
	スキャナで取り込む場合の解像度		スキャナで取り込む場合の解像度は200～400dpi程度の文字が認識できる解像度を目安とし、受発注者間協議の上、決定する。		スキャナで取り込む場合の解像度は200～400dpi程度の文字が認識できる解像度を目安とするため、300dpiを原則とする。
	画像ファイル		画像ファイルについては、フォーマット・格納方法等について受発注者間協議の上、決定する。		画像ファイルについては、フォーマット・格納方法等についていずれかを採用する。(要領に示される方法)
	TIFFフォーマット		TIFFが有しているLZW圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、使用しないことが望ましい。		TIFFが有しているLZW圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、使用しないこと。
2-3CADデータのフォーマット			原則として、SXF(P21)とする。		原則として、SXF(SFC)とする。
3地質断面図 3-2標題	標題欄の様式	(記載)	事業(務)所名		事務所名
3-3断面図 3-3-1尺度		(記載)	業務特別仕様書		特記仕様書
第6章 土質試験及び地盤調査編 6-6グラフ、スケッチ情報 6-6-1ファイル仕様	TIFF形式		TIFFが有しているLZW圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、使用しないことが望ましい。		TIFFが有しているLZW圧縮機能は、ライセンスの問題から対応していないソフトウェアが多いので、使用しないこと。

電子納品に関する要領(案)の読み替えについて【農村整備】

平成20年3月版

調査  
(付属資料)

要領名称		農林水産省(農業農村整備事業)版(H17.4)		山口県農林水産部	
目次		地質・土質調査成果電子納品要領(案) 付属資料		農村整備	
項目		地質・土質調査成果電子納品要領(案) 付属資料		地質・土質調査成果電子納品要領(案) 付属資料	
付属資料2 ポーリング交換用データ 2ポーリング交換用データの記入方法 2-1A様式: 標題情報	A様式: 標題情報	(9)発注機関 1)名称(文字)	発注機関事業(務)所の名称を記入する。 例:〇〇農政局〇〇〇〇事業所	山口県の運用では、「業務管理コード表」から該当する発注機関名を記入する。名称の省略は行わない。 例: 萩事務所	
		2)テクリスコード(コード)	発注者機関毎に固有の番号として付されるもので、発注機関の指示に従い記入する。	山口県の運用では、「業務管理コード表」から該当する発注機関コードを記入する。	

電子納品に関する要領(案)の読み替えについて【農村整備】

平成20年3月版

図面データ

要領名称		農林水産省(農業農村整備事業)版(H17.4)	山口県農林水産部 農村整備
目次	項目	電子化図面データの作成要領(案)	電子化図面データの作成要領(案)
2. 総則 2-1適用範囲	規定していない事項について従う基準 ・JIS A 0101:2003:土木製図通則 ・土木製図基準:(社)土木学会 ・土木CAD製図基準(案):(社)土木学会 は共通	・電子化図面データ作成運用ガイドライン(案):農村振興局設計課施工企画調整室 ・調査・測量・設計業務共通仕様書:農村振興局整備部設計課 ・土木工事共通仕様書・施設機械工事等共通仕様書:農村振興局整備部設計課 ・設計業務報告書標準様式(案)平成3年度:農村振興局設計課施工企画調整室	・電子化図面データ作成運用ガイドライン(案):農村振興局設計課施工企画調整室 ・山口県業務委託共通仕様書 ・山口県土木工事共通仕様書 (・山口県農林水産部発行の図面作成要領や手引き等)
2-3CADデータの作成 2-3-1CADデータファイルのフォーマット		SXF(P21)を原則。	SXF(SFC)を原則。



電子納品に関する要領(案)の読み替えについて【農村整備】

平成21年3月版

写真データ

要領名称		農林水産省(農業農村整備事業)版(H18.4)	山口県農林水産部 農村整備
目次	項目	電子化写真データの作成要領(案)	電子化写真データの作成要領(案)
2. フォルダ構成		XSLファイルの格納は任意。	XSLファイルの格納を基本。
4. ファイル形式	写真ファイルの記録形式	写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率、撮影モードは監督職員と協議の上決定する。	写真ファイルの記録形式はJPEGとし、圧縮率は1/8以下とし、撮影モードは、1024×768ドット以上とする。また、写真1枚の目安を「500KB」程度以下(100万画素程度)とする。
	参考図ファイルの記録形式	参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFF(G4)とし、JPEGの圧縮率、撮影モードは監督職員と協議の上決定する。	参考図ファイルの記録形式はJPEGもしくはTIFF(G4)とし、JPEGの圧縮率は1/8以下とし、撮影モードは、1024×768ドット以上とする。また、写真1枚の目安を500KBとする。
5. ファイル命名規則	写真管理ファイルのDTD	写真管理ファイルのDTDは「PHOTO03.DTD」(03は版番号)とする。	写真管理ファイルのDTDは「PHOTO04.DTD」(04は版番号)とする。
	写真管理ファイルのスタイルシート	写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO03.XSL」とする。	写真管理ファイルのスタイルシートのファイル名は「PHOTO04.XSL」とする。
6. 写真編集等		信憑性を考慮し、写真編集は認めない。	信憑性を考慮し、原則として写真編集は認めない。 ただし、監督(調査)職員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は認める。
7. 有効画素数		適切な有効画素数を設定する。	写真1枚の目安容量は、「500KB」程度以下(100万画素程度)とする。
8. 撮影頻度と提出頻度の取扱い		写真の原本を電子媒体で提出する場合は、「土木工事施工管理基準」に示される撮影頻度に基づく。	写真の原本を電子媒体で提出する場合は、「山口県土木工事施工管理基準」に示される撮影頻度に基づく。